

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

香川県人事委員会規則第7号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年香川県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 略</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の120以上100分の200以下</u>（第5条の2に規定する管理又は監督の地位にある職員（以下「特定管理職員」という。）にあつては、<u>100分の144以上100分の240以下</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の108.5以上100分の120未満</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の129.5以上100分の144未満</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の97</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の117</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の88.5以下</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の107.5以下</u>）</p> <p>2 略</p> <p>第15条 略</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 給与条例第4条第12項に規定する再任用職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第14条の8第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の125以上100分の210以下</u>（第5条の2に規定する管理又は監督の地位にある職員（以下「特定管理職員」という。）にあつては、<u>100分の149以上100分の250以下</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の113.5以上100分の125未満</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の134.5以上100分の149未満</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の102</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の122</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の93.5以下</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の112.5以下</u>）</p> <p>2 略</p> <p>第15条 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。</p>

- (1) 勤務成績が優秀な職員 100分の47.5超 (特定管理職員にあつては、100分の57.5超)
- (2) 勤務成績が良好な職員 100分の47.5 (特定管理職員にあつては、100分の57.5)
- (3) 勤務成績が良好でない職員 100分の47.5未満 (特定管理職員にあつては、100分の57.5未満)

2 略

別表第1 (第5条の2、第5条の4関係)

職	割合
略 局長 略	略
略 東京事務所長 地域監	略
略 小豆総合事務所長 <u>ミュージアム館長</u> ※教育次長 略	略
略 ※参事 東京事務所副所長 略	略
略	

- (1) 勤務成績が優秀な職員 100分の50超 (特定管理職員にあつては、100分の60超)
- (2) 勤務成績が良好な職員 100分の50 (特定管理職員にあつては、100分の60)
- (3) 勤務成績が良好でない職員 100分の50未満 (特定管理職員にあつては、100分の60未満)

2 略

別表第1 (第5条の2、第5条の4関係)

職	割合
略 局長 (<u>出納局長を除く。</u>) 略	100分の25
略 東京事務所長 <u>ミュージアム館長</u> 地域監	100分の20
略 小豆総合事務所長 ※教育次長 略	100分の15
略 ※参事 <u>出納局長</u> 東京事務所副所長 略	100分の10
略	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。